

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日　十月の第二月曜　スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で

日　　　　　活力ある社会の実現を願う。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

（スポーツ基本法の一部改正）

2 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条（見出しを含む。）中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律

第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

理由

体育の日をスポーツの日に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。